

浪江町告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本町の区域内に次の土地が新たに生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更することについて、同法第9条の5第2項及び同法第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第2項の規定による竣工認可の告示の日から生ずる。

令和2年9月16日

浪江町長 吉田 数博



新たに生じたことを確認した土地	左の土地を編入する区域
浪江町大字請戸字北久保53番地、88番地の隣接する 公有水面埋立地 4,351.96平方メートル	浪江町大字請戸字北久保

議案第 112 号

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、次表の左欄に掲げる土地が新たに本町の区域内に生じたことを確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により、当該土地を同表の右欄に掲げる字の区域に編入するものとする。

なお、当該字の区域の変更は、同条第 2 項の規定による告示の日から施行するものとする。

令和 2 年 9 月 8 日提出

浪江町長 吉田 数博

左 欄		右 欄
位 置	面 積	編入する字名
浪江町大字請戸字北久保 53 番地、88 番地の隣接する公有水面埋立地	4,351.96 m <sup>2</sup>	浪江町大字請戸字北久保

提案理由

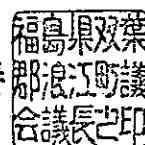
請戸漁港内公有水面埋立に伴い、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、新たに生じた土地を確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により、字の区域を変更するため。

令和 2 年 9 月 16 日 原案可決

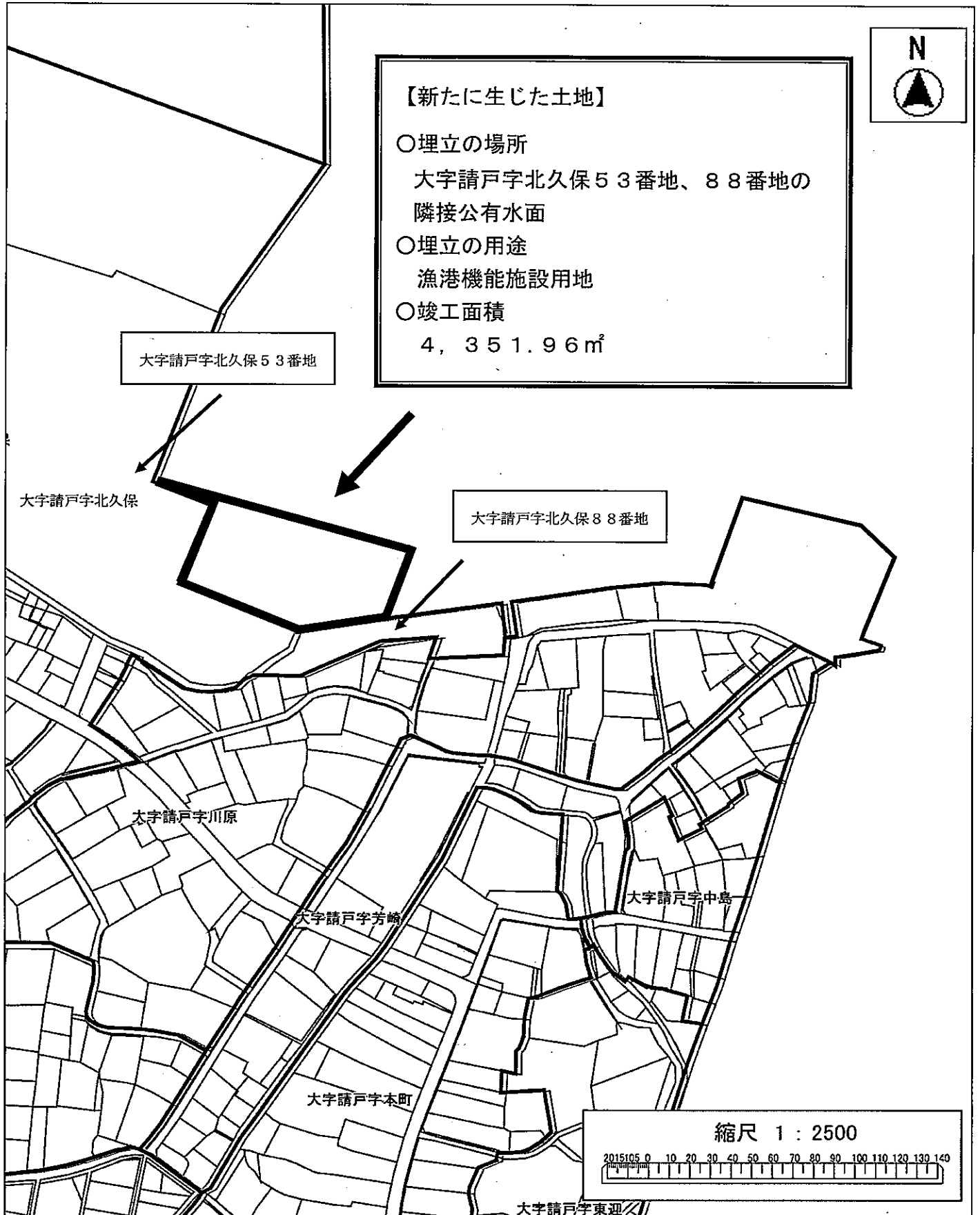
この謄本は原本と相違ないことを認証する

令和 2 年 10 月 6 日

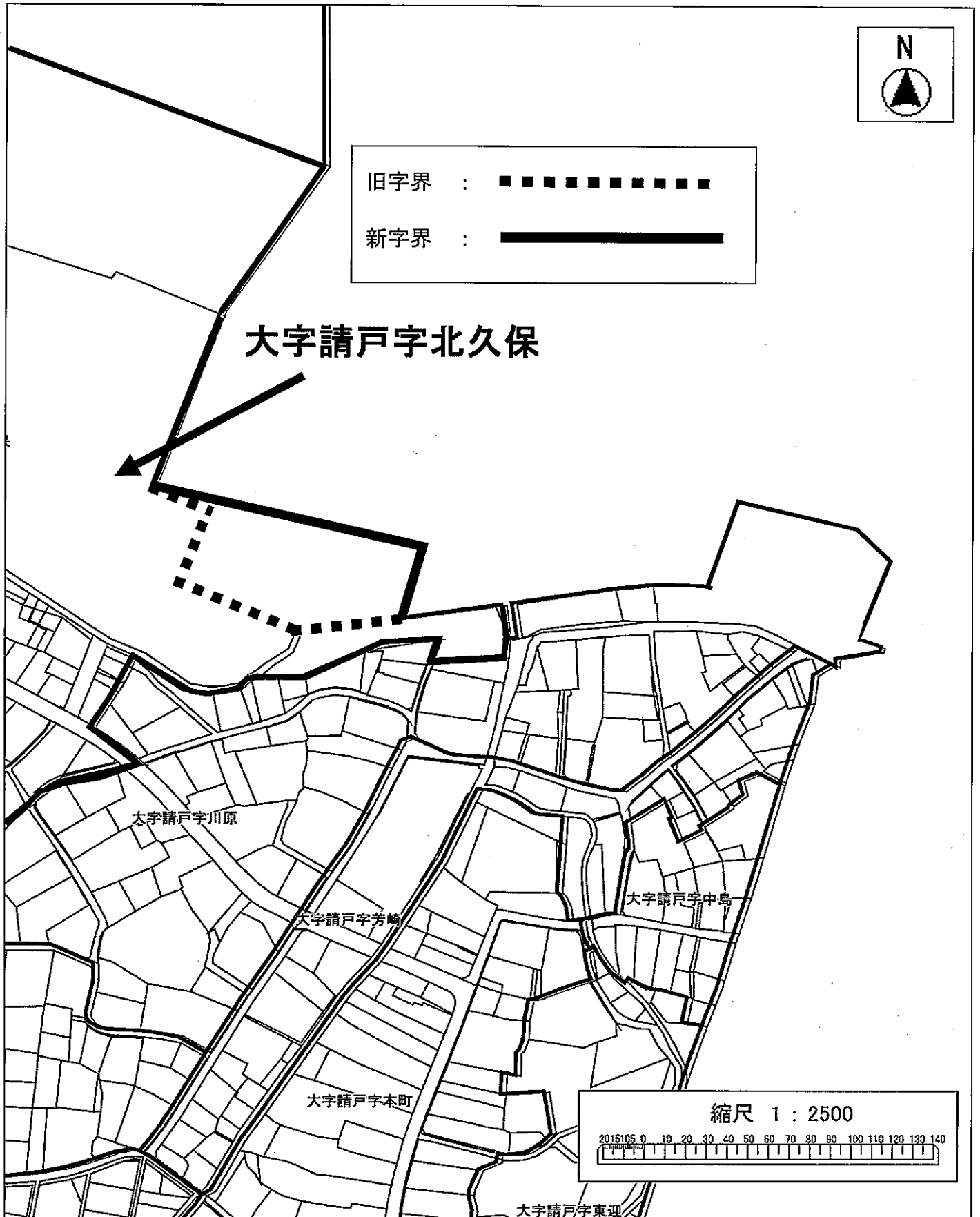
福島県双葉郡浪江町議会議長 佐々木恵寿



新たに生じた土地の確認



字の区域の変更



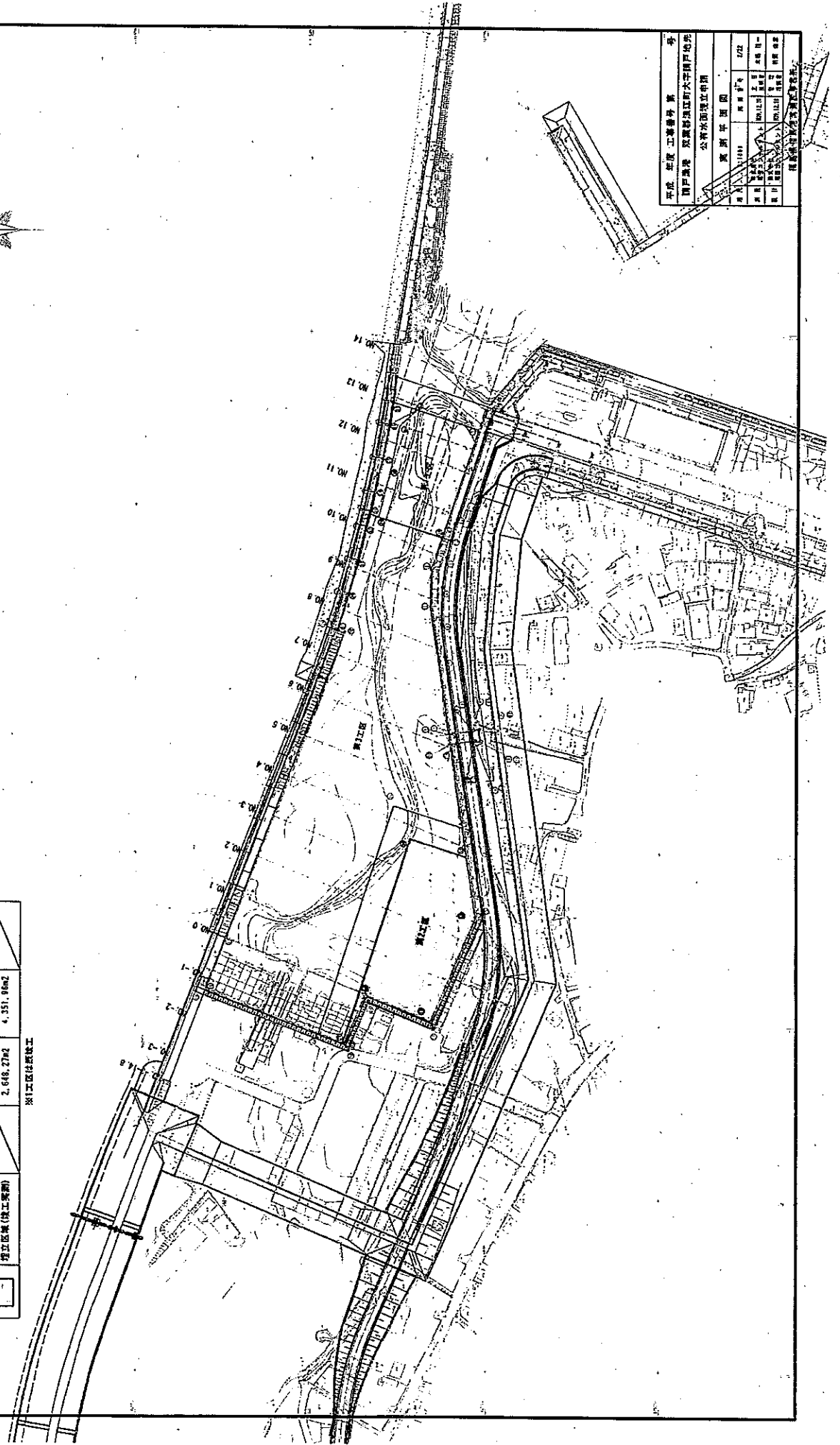
議案第112号資料3

実測平面図 S=1:1000



区域	全体面積	第1工区面積	第2工区面積	第3工区面積
独立区域(全体計画)	28,273.64m <sup>2</sup>	2,644.50m <sup>2</sup>	4,370.14m <sup>2</sup>	22,259.00m <sup>2</sup>
独立に附する工事 進行区域(進行区域)	33,174.21m <sup>2</sup>	4,165.05m <sup>2</sup>	7,613.64m <sup>2</sup>	21,395.52m <sup>2</sup>
独立区域(供工業用)		2,648.27m <sup>2</sup>	4,351.56m <sup>2</sup>	

※1工区は既設工



平成 年度 工事番号	第 号
国庫補助 区域計画建設費	第 号
公共用水道立替工事	
実測平面図	
図面番号	1/22
縮尺	1/200
作成者	〇〇〇
検閲者	〇〇〇
作成日	〇〇/〇〇/〇〇
検閲日	〇〇/〇〇/〇〇
備考	